

IV. その他

◎生命保険業の法人事業税について、現行の課税方式を維持すること

平成15年度税制改正により、資本金1億円超の法人を対象として、一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成16年度から適用されています。

生命保険業については、既に昭和29年から収入金額による外形標準課税が行われており、地方の安定的な税収確保に貢献してきました。

一般事業会社における外形標準課税は、「地方分権を支える基幹税の安定化」という視点や「増税を目的としたものではない」という考え方に基づいて導入されていますが、法人事業税の位置付けや、外形標準課税導入の趣旨を踏まえても、生命保険業の現行の課税方式は、保険会社の事業活動の規模を適切に表すと同時に税収の安定化に寄与する適切な課税方式であり、また現行の保険業をとりまく特段の構造変化もないことから、これを見直す合理的な理由はないものと考えられます。

よって、生命保険業の法人事業税については、現行の課税方式を維持することを要望します。

◎外国子会社合算税制において保険会社および保険持株会社に認められている特例に対して、生命保険事業の実態を踏まえた所要の措置を講じること

外国子会社合算税制（以下、CFC税制）において、保険会社および保険持株会社はその事業の特殊性から、CFC税制の対象となる外国関係会社に関する特例（以下、保険特例）が設けられています。

しかしながら、生命保険事業の実態を踏まえると保険特例の適用範囲は限定的であり、租税回避目的ではない保険会社および保険持株会社の海外保険子会社の所得について、課税の対象となるおそれがあります。

日本の保険会社および保険持株会社の健全な海外展開に資するため、CFC税制において保険会社および保険持株会社が直接的又は間接的に100%出資する海外保険子会社に認められている保険特例について、生命保険事業の実態を踏まえた見直しが必要と考えます。例えば、保険会社および保険持株会社によってその発行済株式等の全部を直接的又は間接的に保有されている国内中間持株会社が直接的又は間接的に100%出資する海外保険子会社についても保険特例の対象に含めるといった措置を講じることを要望します。